

## 県北 U-15 サッカーリーグ 2017-18 シーズン 1st ステージ 実施要項

### 1 趣 旨

長崎県 F A リーグ(以下、「県 L」と表記)の3部(地域リーグ)と位置づけ、佐世保市・平戸市・北松浦郡・壱岐市サッカー協会の協力を得て、県北 U-15 サッカーリーグ(以下、「県北 L」と表記)を実施し、4郡市のサッカー協会第3種委員会に所属するチームによるリーグ戦をととして、選手の競技力・指導者の指導力の向上と共に、県北地区のチーム力向上と親睦を深める。

### 2 共 催

佐世保市サッカー協会 平戸市サッカー協会 北松浦郡サッカー協会 壱岐市サッカー協会(以下、「4郡市 FA」と表記)

### 3 主 管

佐世保市サッカー協会第3種委員会(以下「佐世保市 FA3」と表記)

### 4 協 賛

(株)モルテン

### 5 日 程

平成29年9月～平成30年3月

### 6 参加資格 [シーズン共通]

- 1) (公財)日本サッカー協会の第3種に登録し、かつ佐世保市・平戸市・北松浦郡・壱岐市サッカー協会の所属チームであること。
- 2) チームに審判員(4級以上)が帯同していること。
- 3) スポーツ障害保険に加入していること。
- 4) リーグ運営に協力でき、リーグを優先して試合実施ができること。
- 5) 代表者会議に参加できること。

### 7 運営方法 [シーズン共通]

- 1) 郡市 FA3 委員長の下に「県北 U-15 サッカーリーグ実行委員会(以下、「県北 L 実行委員会」と表記)を設置し、次のとおりとする。

佐世保市 FA3 委員長を実行委員長とし、平戸市・北松浦郡・壱岐市 FA3 委員長を実行委員とする。

4 郡市 FA3 委員長の協議の上、指名された1名が年間(年度)を通じて「リーグ担当」(以下、「L 担当」と表記)となり、事務局とする。

ステージ毎(1st ステージ/2nd ステージ)に各ディビジョン(1/2/3)の参加チームの中から1名がディビジョン担当(以下、「D 担当」と表記)となる。

県北 L 実行委員会の構成メンバーは、4 郡市 FA3 委員長、L 担当、D 担当とする。

規律委員会は4 郡市 FA3 委員長・佐世保市 FA3 審判委員長・L 担当・D 担当とする。

ステージ毎に収支決算報告書を作成し、残金を残さない。

- 2) 総当たりのリーグ戦とし、次のとおりとする。

3 ディビジョン制(D1: 8チーム/D2: 8チーム以内/D3: 8チーム以内)を導入する。

ただし、参加チーム数が24を超える場合には、県北 L 実行委員会にて協議する。

2 ステージ制(1st ステージ: 2回戦総当たり/2nd ステージ: 1回戦総当たり)を導入する。

シーズンは9月開幕・8月閉幕（9月～3月に1stステージ総当たり1回戦目/12月～3月に1stステージ総当たり2回戦目/4月～8月：2ndステージ）とする。

1stステージの順位をもとに、2ndステージの入替を行う。

2ndステージの順位をもとに、次シーズンの入替を行う。

- 3) 1stステージ1回戦目（9月・11月）のD1の1位チームに県リーグ入替戦への出場の権利と義務を与える。
- 4) 佐世保市・北松浦郡FA所属かつ中体連チームにおいて、1stステージ総当たり1回戦目（9月・11月）のD1上位チームに、県L参加チームに次ぐ佐世保市中学校新人大会のシード権を県L参加チームに次いで与える。ただし、シード枠が県L参加チームで満たされる場合は県北L参加チームにシード権は与えられない。【佐世保市中学校体育連盟サッカー競技と確認済】
- 5) 佐世保市・北松浦郡FA所属かつ中体連チームにおいて、1stステージ（9月・3月：2回戦総当たり）のD1上位チームに、佐世保市中学校体育大会サッカー競技のシード権を県L参加チームに次いで与える。ただし、シード枠が県L参加チームで満たされる場合は県北L参加チームにシード権はない。【佐世保市中学校体育連盟サッカー競技と確認済】
- 6) 2ndステージのD1の1位チームを「県北リーグシーズンチャンピオン」とする。
- 7) ディビジョンの入替は、前ステージの順位を基に、ステージ上位ディビジョンの下位2チームと下位ディビジョンの上位2位チームを自動入替とし、上位ディビジョンへの昇格を望まない、または、下位ディビジョンへの降格を希望するチームが生じた場合、次の手順で意志確認を行う。

- 「下位ディビジョンの3位昇格」「上位ディビジョンの9位残留」「下位のディビジョンの4位昇格」「上位ディビジョンの10位残留」「下位ディビジョンの5位昇格」…

なお、県リーグからの降格チームが生じている場合には、上位Division（D1/D2）からの降格チーム数を増やすことで対応し、下位Division（D2/D3）からの昇格の権利を有するチーム（上位2位）の昇格を確保する。また、ステージ途中における以下の対応（処理・調整）は一切行わない。

- Division間の移動（県北L内の昇降格）
- 新規参入（オープン参加等含む）
- チーム補充（県L入替戦に伴う昇降格・棄権チーム）

## 8 競技方法 [ シーズン共通 ]

- 1) 2017/18日本サッカー協会制定「日本サッカー協会競技規則」及び本リーグ申合せ事項を適用する。
- 2) 使用ユニフォームはユニフォーム規定に基づいたものを着用すること。
- 3) 選手の交代は自由とし、再入場も認めるが、試合の進行を妨げないこと。
- 4) 1stステージにおける3年生（U・15）の起用はしないことを原則とする。
- 5) 2ndチーム等で、県リーグ・上位ディビジョンに出場した選手は出場することができない。
- 6) 試合時間、次のとおりとする。

Division 1	35・10・35	（延長・PKなし）
Division 2	35・10・35	（延長・PKなし）
Division 3	30・10・30	（延長・PKなし）
- 7) 勝点は、勝利3点/引分け1点/敗戦0点とし、次の順によって順位を決定する。

A勝点	B得失点差	C総得点	D当該チーム間の対戦成績（A勝点/B得失点差/C総得点）	E抽選
-----	-------	------	------------------------------	-----
- 8) 不戦勝は5・0とし、最終案内の実施日に試合ができなかったチームを負けとする。
- 9) 中止の場合は、勝ち点なしの引き分けとする。
- 10) ステージ途中で離脱（棄権）するチームが出た場合は、そのチームの全試合を無効 [ 棄権処理 :

対戦相手に勝ち点を与える]とする。

- 1 1) 警告累積 2 回で、次の 1 試合が出場停止とする。
- 1 2) 退場者は自動的に、次の試合に出場できない。その後の処分については、規律委員会の裁定に従うこと。(県 3 部リーグという位置づけのため、県レベルの大会には処分が及ぶ可能性がある。)
- 1 3) 警告・退場を受けた選手については、各監督が責任を持ってその後の指導にあたる。
- 1 4) 累積警告は次ステージや次シーズンに持ち越さない。
- 1 5) マナー・運営協力等に著しく反するチームも規律委員会の対象とする。

## 9 表 彰 [シーズン共通]

D 1 / D 2 の上位 2 位の 4 チームを表彰する。

## 1 0 参 加 費 (平成 2 9 年 9 月 ~ 平成 3 0 年 3 月)

10,000 円 **[シクミネットを利用(手数料はチーム負担)]**

## 1 1 代 表 者 会 議

- 1) 平成 2 9 年 9 月 1 5 日 (金) 1 9 : 0 0 ~ 佐世保市総合グラウンド ミーティングルーム
  - 2) 平成 3 0 年 3 月 1 0 日 (土) 1 9 : 0 0 ~ 佐世保市総合グラウンド ミーティングルーム
- 県北リーグに参加を希望するチーム(新規含む)は、最低 1 名参加とする。

## 1 2 問 合 せ

L 担当 : 佐世保市サッカー協会 第 3 種委員会 総務 野方 健治

## 1 3 そ の 他

本リーグに関する情報は「佐世保市サッカー協会第 3 種委員会 HP」に公開するため、適宜閲覧すること。

連絡方法は「らくらく連絡網」とし、参加チームは常時 1 名以上を登録しておくこと。

参加費徴収は「シクミネット」とし、手数料はチーム負担とする。

県北 L の結果記録・集計・公開は「GoalNote クラウド」とし、参加チームは常時 1 名以上(結果入力者)を登録しておくこと。

「運営マニュアル」「申合せ事項」に則って運営すること。